

<変更届出書等が必要な変更事由及び提出書類について>

変更事項	変更事由	提出書類	変更届出書に記載すべき事項	備考
①法人等に関する事項	会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	別紙様式4(変更届出書) 別紙様式2-1		
②対象事業所に関する事項	複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	別紙様式4(変更届出書) 別紙様式2-1の2、3(1)、(2)及び(5) 別紙様式2-2		
③キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更	キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する適合状況の変更(算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)	別紙様式4(変更届出書) 別紙様式2-1の2及び3(1)から(6)まで 別紙様式2-2	キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る変更の内容	
④キャリアパス要件Ⅴに関する変更	介護福祉士等の配置要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更	別紙様式4(変更届出書) 別紙様式2-1の3(6) 別紙様式2-2	介護福祉士等の配置要件の変更に係る部分の内容	
	喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合		入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことによる内容	
⑤区分変更及び新規算定に関する事項	・算定する処遇加算の区分の変更を行う ・処遇加算を新規に算定する	別紙様式4(変更届出書) 別紙様式2-1 別紙様式2-2		
⑥就業規則に関する事項	就業規則を改訂(介護職員の処遇に関する内容に限る。)	別紙様式4(変更届出書)	当該改訂の概要	※ただし⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際にあわせて届け出ること。